

コミュニティ施設耐震診断費補助事業

集会所や公民館などの
地域住民のみなさんが
広く使用している
コミュニティ施設の
耐震化への支援はないかな？



©Kasugai City 2008

書のまち春日井「道風くん」

春日井市では、地域住民が利用する
コミュニティ集会施設の耐震化を促進するため、
昭和56年5月31日以前に着工された施設に関して行われる
耐震診断に対して、補助金を交付します。

**補助限度額：木造5万円
非木造120万円**

(耐震診断に要する費用の1 / 2が上限になります。)

対象経費、申込方法などは次のページにてご確認ください。ご不明な点等ありましたら、お気軽にお問合わせください。

■お問合せ・お申込み先■

まちづくり推進部建築指導課 電話：85-6328 FAX：85-0991



対象施設	春日井市内にあるコミュニティ集会施設のうち次のいずれも満たすもの 1 学習、教養、集会等健全なコミュニティ活動の用に供し、その使用が特定の者に限定されず、広く地域住民が使用可能な施設 2 昭和56年5月31日以前に着工された施設 3 耐震改修工事を行っていない施設
-------------	---

対象者	区、町内会、自治会、学区その他一定の地域と、そこに居住する住民を基盤として、その意思統一がある団体 ※ただし、専ら政治、宗教又は営利を目的とする団体を除く。
------------	---

補助額	耐震診断に要する費用の1/2、かつ市の定める限度額以内とします。また、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとします。										
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 50%;">補助対象経費</th> <th style="width: 20%;">補助率</th> <th style="width: 20%;">限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造</td> <td rowspan="2">建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価するために必要な経費</td> <td rowspan="2">補助対象経費の1/2</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>木造以外</td> <td>120万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助対象経費	補助率	限度額	木造	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価するために必要な経費	補助対象経費の1/2	5万円	木造以外	120万円
区分	補助対象経費	補助率	限度額								
木造	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価するために必要な経費	補助対象経費の1/2	5万円								
木造以外			120万円								

■補助金の代理受領が利用できます■

耐震診断事業者の同意があれば、代理受領が利用できます。市から直接補助金を耐震診断事業者に支払うことで、申請される方の金銭的負担が軽減されます。詳しくは、お問い合わせください。

■お問合せ・お申込み先■

まちづくり推進部建築指導課 電話：85-6328 FAX：85-0991

事前相談書の提出

事前相談書の内容を確認し、受付をします。

補助金交付申請書の提出

補助金交付申請書と次の添付書類をご提出ください。

■添付書類■

- (1) 団体の規約、役員名簿及び前年度の収支決算書
- (2) 耐震診断を行う施設の建築年月日、構造等が分かるもの
- (3) 耐震診断費の見積書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

代理受領を利用される場合は、完了までに補助金受領委任払申請書を提出してください。

補助金交付決定

交付申請書を受付後、内容を審査し、問題がなければ、市から補助金の交付決定を通知します。
補助金の交付の決定を受ける前には、耐震診断の契約をしないでください。

耐震診断契約の締結

補助金の交付決定後、耐震診断契約を締結してください。

事業完了、実績報告書の提出

補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和7年3月末のいずれか早い期日までに、完了実績報告書に次に掲げる書類を添付して提出してください。

■添付書類■

- (1) 耐震診断結果報告書の写し（耐震診断員の氏名が記載されたものに限る。）
- (2) 領収書の写し

提出後、内容を審査し、問題がなければ、市から補助金の確定通知及び請求書を送付します。

補助金の請求

送付されてきた請求書に必要事項を記入し、ご提出ください。
通常、請求からお支払まで1ヶ月程度かかります。



■木造住宅無料耐震診断■

事業内容▶ 県の講習を受け登録された耐震診断員が、木造住宅の耐震診断を行います。
対 象▶ 現在居住していて、昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法、伝統構法の住宅

■木造住宅耐震改修費補助事業■

対 象▶ 市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある（判定値1.0未満）と診断された住宅
対象工事▶ 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造（判定値1.0以上かつ耐震改修工事の着手前の判定値に0.3加算した数値以上）となる工事
補 助 額▶ 最大100万円（耐震補強工事費の80%を補助します。）

■木造住宅段階的耐震改修費補助事業■

対 象▶ 市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある（判定値1.0未満）と診断された住宅
対象工事▶ 〈一段目〉判定値を1.0以上とする補強計画に基づく次のいずれかの工事
(1) その一部を工事することにより、1階の判定値を1.0以上とする工事
(2) その一部を工事することにより、判定値を0.7以上1.0未満とする工事
（耐震改修工事前の判定値が0.4以下の場合に限る。）
〈二段目〉一段目耐震改修工事に係る補助金の交付を受けた旧基準木造住宅について、補強計画に基づき、判定値を1.0以上とする工事
補 助 額▶ 〈一段目〉最大60万円 〈二段目〉最大40万円
（耐震改修工事費の80%を補助します。）

■木造住宅除却費補助事業■

対 象▶ 市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある（判定値1.0未満）と診断された住宅
対象工事▶ 住宅を取り壊す工事
補 助 額▶ 最大20万円（解体、運搬及び処分する工事に要する費用の23%を補助します。）

■木造住宅耐震シェルター整備費補助事業■

対 象▶ 市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある（判定値1.0未満）と診断された住宅
対象工事▶ 安全性の評価を受けた市の定める耐震シェルターを整備する工事
補 助 額▶ 最大20万円（耐震シェルターの購入、運搬、整備費等の2分の1を補助します。）

■ブロック塀等撤去費補助事業■

対 象▶ 公道等に面する高さ1メートル以上のブロック塀等（コンクリートブロック、コンクリートパネル、レンガ、石材等を用いた塀や門柱）
対象工事▶ 対象となるブロック塀等を全て取り壊す工事
補 助 額▶ 最大10万円（撤去、運搬及び処分する工事に要する費用と、撤去するブロック塀等の延長に1メートルあたりに1万円を乗じた額のいずれか少ない額の2分の1の額を補助します。）



住宅の耐震診断、耐震改修工事トラブルに注意しよう！

トラブルにあわないためには…

- ① その場ですぐ契約しないで、内容をじっくり検討して、家族や知人、知り合いの建築関係者ともよく相談しましょう。
- ② 無料耐震診断等の宣伝には十分注意し、安易な気持ちで頼まないようにしましょう。